

井川町障害者活躍推進計画

機関名	井川町（町長部局）
任命権者	井川町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

◇井川町（町長部局）における障害者雇用に関する課題

井川町（町長部局）には職員100名程度が勤務しているが、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

職員の中には身体障害を有する者が若干名在籍しているが、勤務内容の調整などについては個別に対応しており、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

◇目 標

- ①採用に関する目標 計画期間内において法定雇用障害者数を維持する。
- ②定着に関する目標 障害者の雇用について職場全体の理解を深め、定着に向けた環境を整える。

◇取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障害等により従来の業務の遂行が困難となった障害者から相談があった場合は労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際には障害者である職員に対し必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・「自力で通勤できること」、「介助者無しで業務の遂行が可能であること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。